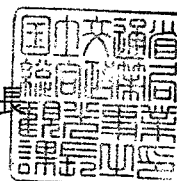


平成20年3月14日  
国総観事第427号

中華人民共和国国民訪日団体観光客受入旅行会社連絡協議会会長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長



訪日団体旅行の取扱に関するペナルティ制度における「過失による失そう」の認定に関する指針について

標記について、別添のとおり指針を定めたので通知いたします。また、貴協議会会員に対しても周知徹底をお願いいたします。

平成20年3月14日

### 「過失による失そう」の認定に関する指針

失そうが発生した場合には、日本側指定旅行会社より当該旅行の状況を聴取し、その結果以下の事例に該当している場合には、「過失による失そう」として取り扱うこととする。

1. 招へい保証書の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることの十分な確認を怠った場合。
2. 空港の送迎時、ホテル等のチェックイン、チェックアウト時及び交通機関乗降時の人員確認を怠った場合。
3. 添乗員が団体から離団していた場合（急病、事故等緊急事態である場合その他やむを得ない事由のある場合を除く）。